

議案第49号

鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協
議について

鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理する事務のうち、広域福祉センターの設置及び管理運営に関する事務を廃止し、及び次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月1日提出

境港市長 伊達憲太郎

鳥取県西部広域行政管理組合規約の一部を改正する規約

鳥取県西部広域行政管理組合規約（昭和47年6月1日許可）の一部を次のように改正する。

別表中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

(参 考)

地方自治法 (抜粋)

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 (省 略)

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第50号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月1日 提出

境港市長 伊達憲太郎

- 1 財産の内容 舞台照明器具一式
- 2 契約の相手方 広島県広島市中区中町7番地1
パナソニックLSエンジニアリング株式会社
中国・四国支店
支店長 宮嶋俊幸
- 3 契約金額 96,800,000円
- 4 契約締結の方法 随意契約

(参 考)

1. 件 名 市民交流センター舞台照明器具一式

2. 納入物品

| 品 目 | 数 量 |
|---------------|-------|
| ローアホリゾントライト | 12 台 |
| スポットライト | 238 台 |
| ボーダーライト | 6 台 |
| フォロースポットライト | 1 台 |
| 移動型調光器 | 27 台 |
| 直回路コンセントボックス | 3 台 |
| 予備電球 | 1 式 |
| ワイヤレス送受信機 | 1 式 |
| 照明器具付属品・ケーブル類 | 1 式 |
| 設置・搬入費用 | 1 式 |

3. 納入場所 境港市民交流センター

4. 履行期限 令和4年3月25日

(参 考)

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)

（省 略）

(5)

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7) 不動産を信託すること。

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(以下省略)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 5 1 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 1 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

- 1 財 産 の 内 容 コンサートグランドピアノ一式
- 2 契 約 の 相 手 方 鳥取県鳥取市西町 4 丁目 4 2 1 番地
 有限会社 西川ピアノ調律所
 代表取締役 西川 昌孝
- 3 契 約 金 額 2 8 , 6 8 8 , 6 6 0 円
- 4 契 約 締 結 の 方 法 随意契約

(参 考)

1. 件 名 市民交流センターコンサートグランドピアノ一式

2. 納入物品

| 物品の名称 | 型 式 | 数 量 |
|--------------|-----------------|-----|
| コンサートグランドピアノ | スタインウェイ社製 D-274 | 1 台 |
| ピアノ椅子 | ジャンセン社製 J-3 | 1 脚 |
| ピアノカバー | D-274 型専用 | 1 枚 |
| ピアノ運搬車 | CGP-III | 1 台 |
| ピアノ運搬料 | | 1 式 |
| ピアノ補助ペダル | M-60 | 1 台 |

3. 納入場所 境港市民交流センター

4. 履行期限 令和 4 年 3 月 25 日

議案第52号

損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月1日 提出

境港市長 伊達憲太郎

記

- 1 損害賠償の額 2,432,636円
- 2 損害賠償の相手方 境港市渡町3307番地
株式会社 海産物のきむらや
代表取締役社長 木村隆行
- 3 事故の概要
 - (1) 事故発生日時 令和3年3月4日（木） 午前10時30分頃
 - (2) 事故発生場所 市道渡84号線 境港市渡町3817番地先
 - (3) 事故状況 下水道工事のため、市道渡84号線を掘削していたところ、想定していなかった位置に埋設されていた上水道管を破損させたことに起因する濁水の供給により、損害賠償の相手方が製造している加工食品に損害を与えた。
- 4 事故処理方法 示談による処理

(参 考)

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)

ㄱ (省 略)

(12)

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(以下省略)

議案第53号

市道の路線の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月1日 提出

境港市長 伊達憲太郎

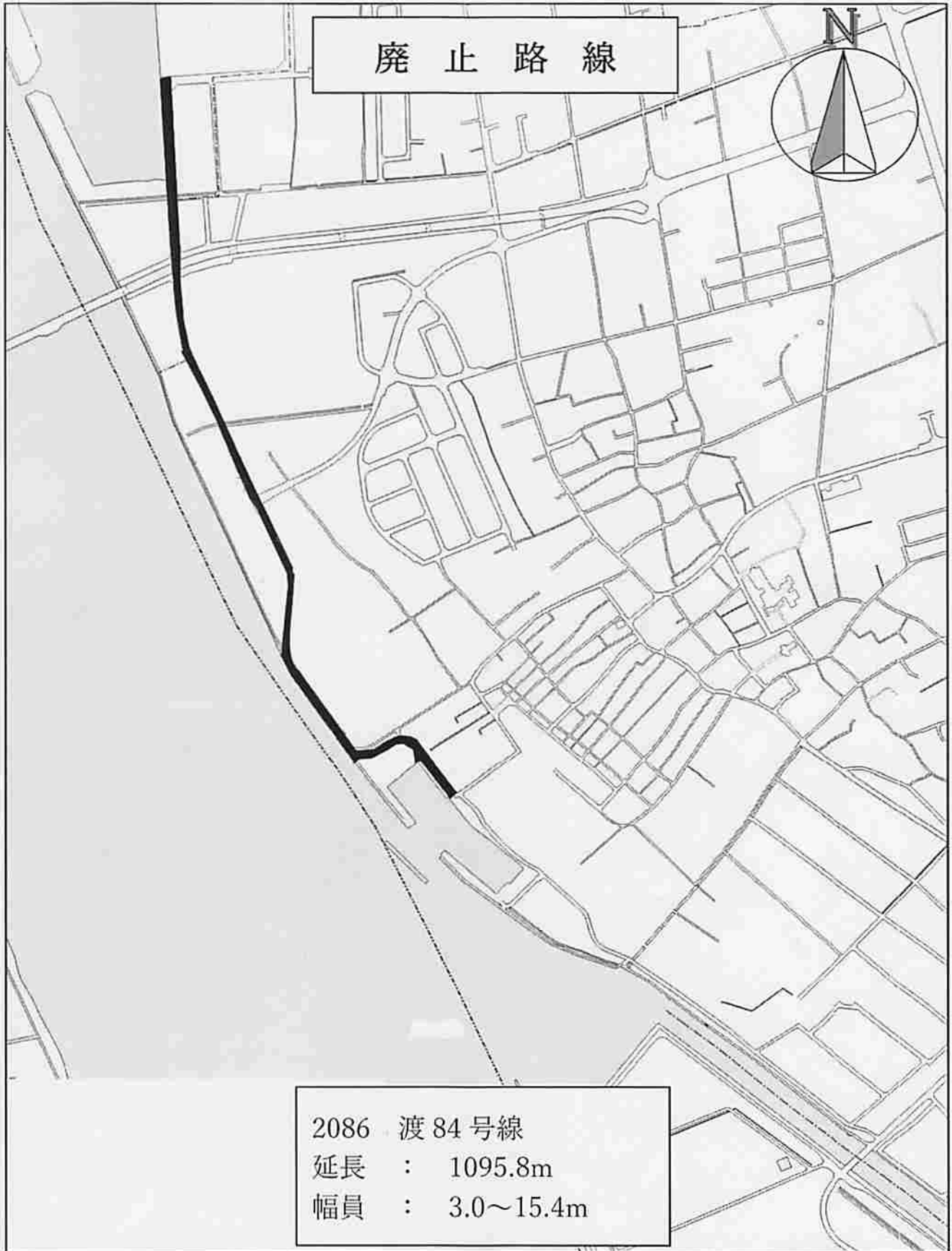
廃止路線

| 整理番号 | 路線名 | 起 点 | 重要な経過地 |
|------|-------|-------------|--------|
| | | 終 点 | |
| 2025 | 渡24号線 | 渡町2398番4地先 | |
| | | 渡町2406番地先 | |
| 2051 | 渡50号線 | 渡町1210番地先 | |
| | | 渡町1219番地先 | |
| 2086 | 渡84号線 | 西工業団地100番地先 | |
| | | 渡町2413番25地先 | |

(参 考)



(参 考)



(参 考)

道路法（抜粋）

（路線の廃止又は変更）

- 第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第54号

市道の路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

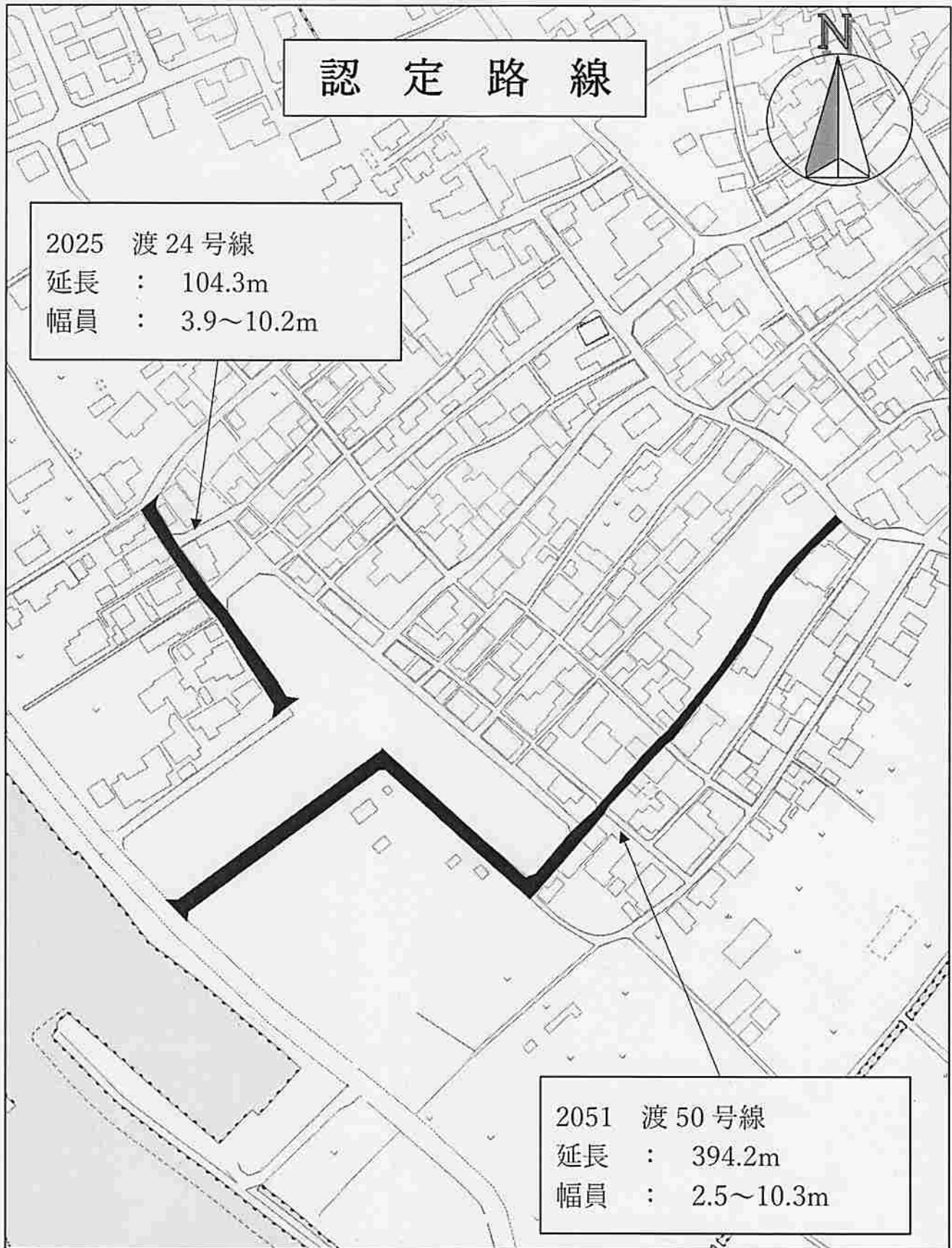
令和3年6月1日 提出

境港市長 伊達 憲太郎

認 定 路 線

| 整理番号 | 路 線 名 | 起 点 | 重要な経過地 |
|------|-------|-------------|--------|
| | | 終 点 | |
| 2025 | 渡24号線 | 渡町2398番4地先 | |
| | | 渡町2406番2地先 | |
| 2051 | 渡50号線 | 渡町1210番地先 | |
| | | 渡町1105番1地先 | |
| 2086 | 渡84号線 | 西工業団地100番地先 | |
| | | 渡町827番33地先 | |

(参 考)



(参 考)



(参 考)

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

（以下省略）

議案第55号

農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占める
ことを要しない場合の同意について

農業委員会委員の任命につき、認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和3年6月1日 提出

境港市長 伊達憲太郎